## 原村健康増進計画策定委員会設置規程

C:\Program Files (x86)\Microsoft Office\MEDIA\OFFICE12\Lines\BD14996_.gif

平成24年9月3日決裁

（目的）

**第１**　住民の生活の質の向上と健康寿命の延伸その他健康増進の総合的な推進を図るための施策の基本となる目標及び基本方針を定める原村健康増進計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、原村健康増進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

**第２**　委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(１)　計画の策定に当たっての基本的な方針に関する事項

(２)　前号のほか計画の策定に関し必要と認める事項

（組織）

**第３**　委員会は、「原村地域包括医療推進協議会」の委員のうちから村長が委嘱する者８人以内をもって組織する。

（任期）

**第４**　委員の任期は計画策定が完了するまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

**第５**　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

**第６**　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門部会）

**第７**　委員会には、専門事項を調査検討するため、必要があるときは専門部会を置くことができる。

２　専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

（事務局）

**第８**　委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（その他）

**第９**　この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。